

【諮問事項】

「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」

【審議項目】（抜粋）

1. 地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として、何を捉えるべきか。
2. 1を踏まえ、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。（国と地方の役割分担のあり方、国と地方公共団体との間の連携・協力のあり方について 等）
3. 2のほか、「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか。（地方議会のあり方について 等）

【当面の審議予定】（案）

第5回：審議項目1について

第6回：審議項目3について

第7回：審議項目1について（つづき）／審議項目3について（つづき）

※ 審議項目3の「地方議会のあり方」については、各議長会から、多様な人材の議会への参画等につながる重要かつ喫緊の課題であり、早期の審議が求められていることも踏まえ、第6回・第7回において審議を行う。

※ なお、今後の審議に当たり、必要に応じて、関係省庁や地方公共団体等へのヒアリングを実施する。

<参考：第2回総会における各議長会会長の発言（抜粋）>

（全国都道府県議会議長会：柴田委員）

三議長会では、議会とは何かを住民にしっかり理解していただき、議員自らその重い責任をさらに強く自覚するとともに、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくため、次の3点、地方議会は住民が選挙した議員をもって組織されること、地方議会は地方公共団体の意思決定を行うこと、地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと、を地方自治法に明文化していただきたいとお願いしております。

（…中略…）統一地方選挙が令和5年4月に迫っておりますが、この統一地方選挙においても、女性や若者をはじめとする多様な人材に参画していただくことが必要であります。三議長会や各議会でもさらに取組を進めてまいりますので、この調査会におきましては、「地方議会在地方公共団体の意思決定を行うこと」等の地方自治法の明文化が、何とか令和5年4月の統一地方選挙までに実現できるよう、早急な審議をお願いしたいと思います。

（全国市議会議長会：清水委員）

まず初めに、今後の審議事項として地方議会のあり方について取り上げていただいたことに感謝を申し上げます。若者や女性、会社員など、多様な人材の地方議会への参画を促進するため、地方議会の位置付けや議員の職務を地方自治法に明確に規定するとともに、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法をはじめ、労働法制の見直しなどについて具体的に検討を進めていただきたいと思ひます。

また、来年春の統一地方選挙まで既に1年を切っております。最近の地方議会議員選挙における投票率の低下、無投票当選の増加、議員のなり手不足といった問題に対処するため、可能な限り前倒しで調査審議を進めていただき、なるべく早い時期に一定の方向性を打ち出していただくことを強く要望いたします。

（全国町村議会議長会：南雲委員）

最後に地方議会についてであります、町村議会において課題となっている議員のなり手不足を克服するためにも、審議項目案に記載のある地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備が重要と考えております。当会では3日前、5月31日に開催いたしました都道府県会長会議におきまして、地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議を行いました。この決議においては、地方議会の位置付けや議員の職務等の法律上の明確化について、本調査会において早急に審議を進めていただき、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法の改正等が実現するよう求めていくことを改めて確認いたしました。

今後、地方議会のあり方の具体的な検討に当たりましては、是非ともこうした声を十分に踏まえて、その実現に向けて早急に御審議いただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。